

広島市医療安全支援センターの愛称及びロゴマークについて

1 書面での協議について

愛称及びロゴマークの決定について、医療安全推進協議会が中止となりましたので、書面上で、確認させていただきたいので、よろしくお願いします。

また、前回、愛称について送付させていただいた、別添の「広島市医療安全支援センターの愛称及びロゴマーク選考要領」（以下、選考要領という）に沿って、確認させてください。

2 愛称について

既にお知らせしているところですが、選考要領の3-(1)-イ-(ア)に該当し、2点の応募作品について、いずれも愛称にすることは適当ではないと考えていますが、いかがでしょうか。

No.	応募作品	愛称に込めた思い	考え方
1	おしえまうす	おしえるとまうすをたしました。	ロゴマークにも応募されており、そのキャラクターの名前と思われること。駄洒落でほかにも使われていること。身近な相談機関として想像しにくいこと等から、医療安全支援センターのコンセプトに適合していないと考えられる。
2	ふがええ	広島弁で幸運の意味で、悩みや心配事の解決のお手伝いのセンターなので、幸運がピッタリだと思います	運がいい・悪いについて、「腑がええ」、「腑が悪い」という言い方があるとのこと。 他方で、同じような発音で、世間体を気にする意味での「風がええ」、「風が悪い」という言い方があり、誤解される可能性があること。身近な相談機関として想像しにくいこと等から、医療安全支援センターのコンセプトに適合していないと考えられる。

回 答 (チェックしてください)

2点とも愛称にすることは適当ではない

愛称として検討すべき

理由等

3 ロゴマークについて

別添のとおり、3点の応募がありました。No.1はマウスのキャラクターであり、選考要領の3-(1)-イ(ア)に該当し、医療安全支援センターのコンセプトに即していないと考えられることから、残り2点について、アドバイザー（基町高校の上川美術教諭）に評価していただきました。

- (1) No.1については、選考要領の3-(1)-イ(ア)から、ロゴマークにすることは適当でないと考えられますが、いかがでしょうか。

回 答（チェックしてください）

- No.1は、ロゴマークにすることは適当ではない
 No.1もロゴマークとして検討すべき

理由等

- (2) ロゴマークについては、選考要領の3-(4)-イから、順位をつける必要があります。については、別紙により、各委員の評価をお願いします。評価項目は次の4つで、5段階評価です。

- ・コンセプト表現
- ・オリジナリティ
- ・親しみやすさ
- ・トータルデザイン

別紙、「医療安全支援センターのロゴマークの採点票」
のとおり

4 その後の流れについて

- (1) 各委員から返送された採点票を集計し、順位を決定します。
- (2) 1位となった応募作品について、似たデザインが無いか確認します。もし、同じようなデザインがあれば、2位となった応募作品についても、似たデザインが無いか同様に確認します。（今のところ、同様のデザインは見つかっていません）
- 2位となった応募作品について、同じようなデザインが無ければ順位を繰り上げてロゴマークに決定し、同じようなデザインがあれば、2作品とも対象外になります。
- (3) ロゴマーク決定後、ホームページに掲載し、作者に通知します。後日、表彰式を行います。

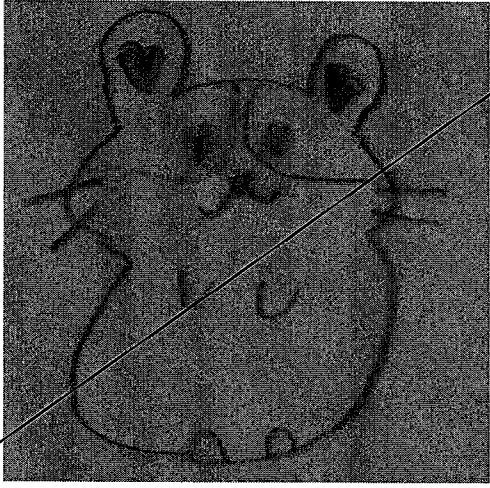
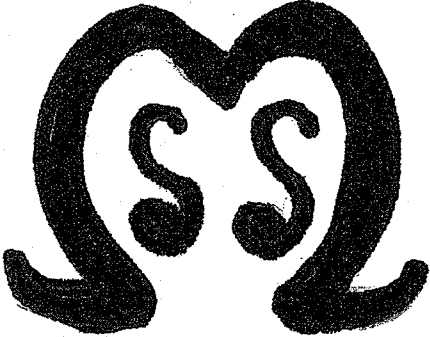
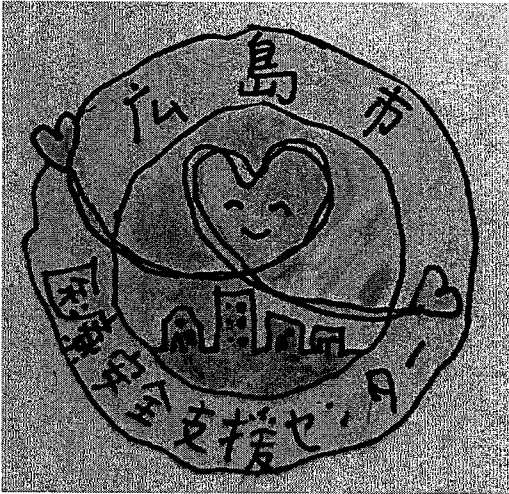
評価者:

医療安全支援センターのロゴマークの採点票

評価項目	趣旨	着眼点	採点基準
コンセプト表現	医療安全支援センターのコンセプトが明確に表現されているか。	医療安全支援センターの役割が十分表現されているか。	5…非常に優れている 4…やや優れている 3…普通 2…やや劣る 1…劣る
オリジナリティ	新しい発想や独創性があるか。	既存に重なる表現はないか。	
親しみやすさ	印象的で記憶に残るか。	デザインに親しみが持てて、覚えやすいか。	
トータルデザイン	形状、色彩、模様当が総合的に美しく構成されているか。	小さくても判別できるデザインか。白黒に印刷しても見やすさが変わらないか。	

No.	コンセプト表現	オリジナリティ	親しみやすさ	トータルデザイン	合計
1					
2					
3					
4					
5					

応募作品一覧 (ロゴマーク)

No	応募作品
1	
2	
3	

応募作品（ロゴマーク）に関するアドバイザーの評価

No.	コメント
2	<ul style="list-style-type: none">・ safety（セーフティー）、support（サポート）、medical（メディカル）・まごころの頭文字を使ったデザイン性の高いロゴマークである。・ 文字や色を加えるなどして、医療安全支援センターのロゴマークとしての認識性と親しみやすさを感じられると、さらに良い。
3	<ul style="list-style-type: none">・ ハート、街並み、虹、空などのイラストが効果的にレイアウトされており、安心感を感じさせるデザインである。・ 「繋がり」をイメージすることができ、ハートや笑顔を使ったキャラクター風のデザインにより親しみを感じさせるロゴマークになっている。・ 使用にあたっては、イラストなどの手書きの味わいを残しながら書体や円形の形状や配色を調整する必要がある。また、モノクロで使用する際のモノクロバージョンも準備する必要がある。・ 似ているデザインがないかを調査する必要がある。

広島市医療安全支援センターの愛称及びロゴマーク選考要領

1 目的

この要領は、医療安全推進協議会が、募集作品から採用作品を選考するにあたり、適正で円滑な選考が出来るよう、選考過程について必要な事項を定める。

2 選考基準

以下の評価項目に照らして、作品の選考を行うこととする。

(1) 愛称

評価項目	評価の視点
コンセプト表現	医療安全支援センターのコンセプトが明確に表現されているか。
オリジナリティ	新しい発想や独創性があるか。
親しみやすさ	印象的で記憶に残るか。

(2) ロゴマーク

評価項目	評価の視点
コンセプト表現	医療安全支援センターのコンセプトが明確に表現されているか。
オリジナリティ	新しい発想や独創性があるか。
親しみやすさ	印象的で記憶に残るか。
トータルデザイン	形状、色彩、模様等が総合的に美しく構成されているか。

3 選考手順

(1) 要件審査

事務局（医療政策課）は、次に該当する作品を選考から除外する。

ア 応募用紙に必要事項が記載されていないもの

イ 募集要項に定めている作品要件に適合していないもの

(ア) 愛称又はロゴマークが医療安全支援センターのコンセプトに即していない作品

(イ) ロゴマークについては、モノクロで使用できない作品

(ウ) ロゴマークについては、2 cm 四方のサイズに縮小した場合に認識できない作品

(エ) 他の愛称やロゴマークに類似している作品

(2) 愛称の選考【医療安全推進協議会の各委員による】

ア 各医療安全推進協議会委員（以下、「委員」という）による採点票の作成

(ア) 事務局は応募作品の副本、採点票を各委員に配付する。

(イ) 各委員は選考基準に照らして、各作品を評価項目3項目で各5点満点、合計15点満点で採点する。

(ウ) 各委員は、採点票を事務局に提出する。

イ 事務局は、各委員からの採点票を整理する。

(3) ロゴマークの候補作品についての絞り込み【アドバイザーからの意見聴取】

デザイン等に関して専門的な識見を有する者にアドバイザー協力を依頼し、候補作品の絞り込みについて助言を求める。（アドバイザーは次のとおり。）

氏名	役職等

ア アドバイザーによる採点票及び意見調書の作成

- (ア) 事務局は応募作品の副本、採点票、意見調書をアドバイザーに配付する。
- (イ) アドバイザーは選考基準に照らして、各作品を評価項目4項目で各10点満点、合計40点満点で採点する。
- (ウ) アドバイザーは、上位10作品程度を推薦作品として、それぞれ優れていると認める理由を記述した意見調書を作成する。
- (エ) アドバイザーは、採点票及び意見調書を事務局に提出する。

イ ヒアリングの実施による候補作品の絞り込み

- (ア) 事務局は、アドバイザーからの推薦作品に関して意見聴取する機会を設けることができる。
- (イ) 事務局は、アドバイザーからのヒアリング結果を基に、選考対象とする作品を10点程度に絞り込む。

(4) 医療安全推進協議会での選考について

ア 愛称について

- (ア) 事務局は、各委員から提出された採点票を整理した得点一覧表を委員に配布する。
- (イ) 委員は作品について、不適切な表現のある作品がないか意見交換を行う。
- (ウ) 得点数の多い順に順位を確定し、1位から3位を決定する。同点の場合は決選投票を行う。また、不適切な作品があった場合は次点以降の作品の順位を順次繰り上げる。

イ ロゴマークについて

- (ア) 事務局はロゴマークについて、10点程度に絞り込んだ作品及びアドバイザーの意見調書、ヒアリング結果、採点票を委員に配付する。
- (イ) 委員は作品について、不適切な作品がないか意見交換を行う。
- (ウ) 各委員はロゴマーク及び愛称について、各作品を評価項目4項目で各5点満点、合計20点満点で採点する。
- (エ) 事務局は各委員からの評価結果を集計する。
- (オ) 得点数の多い順に順位を確定し、1位から3位を決定する。同点の場合は決選投票を行う。また、不適切な作品があった場合は次点以降の作品の順位を順次繰り上げる。

(5) 採用作品の決定

既存商標権の登録確認を行った後、採用作品を決定する。

(候補作品と類似のものが認められた場合は、順位を繰り上げる。)